

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号
人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件
原告 モーリス・シェルトンほか
被告 国ほか

証拠説明書

2025年9月18日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	井	桁	大	介	
同	弁護士	浦	城	知	子
同	弁護士	亀	石	倫	子
同	弁護士	谷	口	太	規
同	弁護士	戸	田	善	恭
同	弁護士	西		愛	礼
同	弁護士	宮	下		萌
原告ら復代理人弁護士	千	葉	飛	鳥	

甲号証	標目		作成者 作成年月日	立証趣旨
77	提言 web調査の有効な学術的活用を目指して	写し	日本学術会議 社会学委員会 Web調査の課題に関する検討分科会 2020/7/10	無作為標本による従来型の社会調査を用いてきた社会学者もWeb調査を用いるようになってきている点、無作為標本を用いないWeb調査は学術的に意味がないという単純な議論をすることはできない旨指摘されている点等
78	「在日外国人を対象とするWeb調査の可能性と課題」『社会と調査』NO. 34所収	写し	藤媛媛・埴淵知哉 2025年3月	モニター調査について、意識項目の中の「被差別経験」は確率標本調査と大きな差が見られなかったこと等
79	「信頼できるインターネット調査法の確立に向けて」(抜粋)	写し	石田浩ほか 2009年3月	郵送ランダム回収率が21.8%なのに対し、WEBモニターAの回収率は45.0%、WEBモニターBの回収率は73.4%であったこと等
80	『社会調査法入門』(抜粋)	写し	盛山和夫 2004/9/20	標本誤差とは、「標本からの推定値が母集団の値から確率的にずれて出現するときの、ずれの度合い」であること等
81 の1	米連邦地裁フロイド事件判決	写し	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 南部地区連邦地方裁判所 2013/8/12	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ連邦地裁において、ニューヨーク市が人種に着目して個別停止等を実施する運用を構築して適用していたことが認定されたこと ・同国における個別停止等は日本の職務質問に類似するところ、同地裁の枠組みや事実は本訴でも参考になること ・個々の個別停止等を運用の存在を基礎づける立証方法として位置付けたこと ・「不審な動き」は個別停止等の要件として認められないとしたこと ・公共機関の平等保護条項違反を認定する際には一定の場

				<p>合に被告側に立証責任を転換させる必要があること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別的意図は立証する必要がなく間接立証で足りること ・監督責任を認める際には違憲的運用の事実を知らながら適切な対応を怠ったことが立証されれば足りることなどを重視していること等
82	東京地裁令和7年6月18日判決（抄本）	写し	東京地裁民事第26部裁判所書記官 小林洋介 2025(R7)/6/17	自由権規約の規定内容から直接適用ができることを認め、入管法の規定が同条約規定に反する場合は無効となるとした裁判例の存在等（甲60の差替）
83	現地調査報告書	原本	浦城知子、池田クラリス 2025/9/18	本件において原告シェルトンが職務質問を受けた際の原告及び警察の位置関係、移動経路、現地の視認状況等
84	現地調査報告書	原本	谷口太規 2025/9/18	本件において原告ゼインが職務質問を受けた際の原告及び警察の位置関係、原告の行動、現地の視認状況等

以上